

日本税政連

発行所
日本税理士
政治連盟
東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館(〒141-0032)
電話 03(5435)0910
定価 1部100円
編集発行人
池野 光弘

税理士政治連盟会員の購読料は会費の中に含まれます。

税務支援事業

国会議員等が視察

各地の無料相談会場

2月16日、平成28年分の所得税の確定申告が始まった。税理士会では毎年、確定申告期において社会貢献事業である税務支援を行っている。

「託事業」「協議派遣事業」の3事業に再構築されている。「独自事業」は税理士会が独自で主体的に実施するものである。「受託事業」は国又は地方公共団体が委託者となる税理士業務に係る事業を税理士が受託して実施するものである。協理士会が指定する団体との協議に基づき実施するものである。

協理士会は、協理士会が指定する団体との協議に基づき実施するものである。協理士会は、協理士会が指定する団体との協議に基づき実施するものである。



北海道で行われた税務支援を視察する横路孝弘衆議院議員(中央)と前田一男衆議院議員(右から3人目)

主な内容

資料・後援会活動Q&A 4~5面
特集・写真で見る税制改正陳情活動 6面
議員メール・「長島昭久議員」 7面
「松村祥史議員」 7面

の制限規定を踏まえ、市で実施してきた。税理士の社会的責務を果たすとともに、その実施を通じて国民の税務者に対する理解を深めるために、確定申告期の税務支援を積極的に推進している。

また、その一環として、本年も東日本大震災による被災者向け無料相談会を仙台市で、熊本地震による被災者向け無料相談会を熊本

この税務支援事業の国会議員等の視察は、23年度110人、24年度97人、25年度121人、26年度112人、27年度124人の実績をあげ、本年度においても現在全国各地で続々と国会議員等が視察に入っており、税政連の活動として定着している。

また、相談会場においては国会議員と相談者や税理士が直接対話する機会があり、単位税政連と各後援会においては、税理士法及び税制に関する要望も実行している。

メールマガジン「日本税政連ニュース」

配信希望者募集



日本税理士政治連盟では、税制改正陳情の様子や、議員との懇談会などをメールマガジン「日本税政連ニュース」として配信しております。写真も掲載いたします。

配信希望の方は、所属される税理士政治連盟事務局までご連絡をお願いいたします。

●配信日
不定期(お知らせ内容があるときに随時配信します)

また、メールマガジンのバックナンバーは日本税理士政治連盟ホームページで閲覧可能です。

(URL) <http://nichizei.jp/category/activity/>

針葉樹

毎年この時期には、この時期、我々は個人を対象とする確定申告期に直面し、奮闘している。一方、この繁忙期は、様々な人に久しぶりに会う機会が増すことにより、多くの人生を代わりに体験し、旧交を温める大切な時期でもある。そして自らも選んだ職業の意味を振り返る機会ともなる。私たちが楽しませてくれるフィギュアスケートの羽生結弦選手は音楽を聴きながら「リラックスタ状態」を作り、その後スケートリンクに立ち、ショートプログラム、フリー5分弱の8分間に、合わせて11回のジャンプを行うため、20年の人生を懸ける、と語っていた。私たちの仕事もプロとして人生を懸ける点は同様だが、わずかなミスが長い期間をかけて培ってきた信用を一瞬にして失う場合があることを経験が教えてくれる。ジャンプの失敗と税理士の責任とは単純には比較できないが、プレッシャーと闘い続ける姿には相通じるものがあり、危機管理の為に「リラックスタ状態」にも似た「忙中閑あり」の精神は有効なのではないか、そのように自らに言い聞かせている今日この頃である。

税理士業界「助け合い」の合言葉「にちぜいきょうさい」

税理士とその配偶者しか加入できない
税理士業界オリジナル制度

おしどり保障

60才にならなくても
途中で積立金を一時金として受け取り可能
個人年金保険料控除適用の

個人年金



好評受付中!

詳細のお問合せ
お申込みは
日本税理士共済会
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321
FAX 03-5740-0323
e-mail: jim@zeirishikyosai.com

<http://www.zeirishikyosai.com>

税理士共済会 検索

地方短評

東日本6税政連役員
連絡協議会を開催

2月3日、東日本6(が中華街「金巻楼」横
税政連役員連絡協議会(浜市)で開催された。



今回の協議会は東京
地方税理士政治連盟が
幹事団体となり、北海
道、東北、関東信越、
千葉、東京、東京地方
の各税政連から計64人
が参加した。写真。
協議会では、瀧浪貴
治東京地方税理士政治
連盟会長がいさつを
述べたあと、座長とな
って協議が行われた。
各税政連からは、組
織率低下に伴い、いず
れかの財政状況がひっ
迫している現状が報告
された。主な原因は都
市部における税理士法
人、特に大きな税理士
法人ほど税政連活動に
非協力的であるという
報告が多かった。

地方短評

税理士によるこやり
隆史後援会が設立総会
近畿税理士政治連盟
開催された。

平成28年12月17日、
アヤハレクサイドホ
テル(大津市)にて「税
史後援会」の創立総会が
野賢一郎衆議院議員
近畿税理士政治連盟
の協賛で開催された。
来賓として、小鐘隆
史衆議院議員(自民党
・滋賀県選挙区)、上
野賢一郎衆議院議員
(自民党・滋賀2区)、
近畿税政より久保直己会
長、田澤満幹事長、北
村善和副会長、原綱宗
村善和副会長ら出席した
総務会長らが出席した
写真。
発起人である安藤大
輔会長の司会により開
会宣言の後、こやり隆
史後援会設立趣意書の
朗読があった。趣意書は、
税理士制度がその本来
の機能を十分に発揮し
社会の要請に的確に対
応できるようにするに
必要とあり、自由民主党
で将来を嘱望され、税
理士制度並びに中小企
業に対して深い理解と
認識をもち、高い見識
と卓越した行動力を兼
ね備えている小鐘議員
を支援するためと説明
した。その後、畠山謙
治会長が議長に選出さ
れ、直ちに議事に入っ
た。第1号議案から4
号議案までの議案は全
て可決承認され、後援
会会長には
金子紀行会
員が就任し
た。続いて上
野議員、久
保会長の祝
辞があり、
最後に小鐘
議員よりあ
いさつおよ
び国政報告
として「滋
賀県財政の
問題点を提
起しながら
少しづつ改
善してい

論が行われた。
最後に、引き続き必
要な意見、要望を発信
していくことを確認
して、次回の幹事団体は
関東信越税政連とする
ことが決定された。
協議会終了後の懇親
会では「節分」の日に
ちなみで豆まきを行っ
たり、中華料理に舌鼓
を打ったりと大いに盛
り上がりながらの散会
となった。

漢流

税理士及び税理士法人の
税の取扱いの間違いによる
損害賠償責任に備えて「税
理士職業賠償責任保険制
度」を設けられ、損害賠償
請求を受けた被害者について
その損害を補償している。
税務会計の専門家である
税理士にとって恥ずかしい
話であるが、その実態は保
険料収納額のうち保険事故
により支払われる額は、約
17億円に及びそのうち最大
の保険事故が消費税である
り、支払保険金額は約6億
円(約3割5分)であると
報告されている。
何故消費税に保険事故が

多いのかを分析すると、理
由は様々あるであろうが代
表的なものを挙げれば、
①課税売上高5千万円未満
の小規模の会社の事務負担
を軽減するために簡易課税
制度を設けているが、その
選択は課税期間の前課税期
間の末日までに届け出さ
なければならないという前課
税期間未届出基準を採用し
ているからである。時代の
流れが速い現代において前
課税期間未届出に判断をす
る必要がある。(そのこと
が設備投資に足踏みをさせ
ていることになっていない
であろうか?)
し経済的弱者のため食料品
課税期間未届出に判断をす
る必要がある。(そのこと
が設備投資に足踏みをさせ
ていることになっていない
であろうか?)
し経済的弱者のため食料品

ご破算で願いましたは

現在の日本の財政赤字は
1062兆5745億円
(財務省16年11月発表)に
なるといふ。財政赤字があ
るからといって消費税は軽
減税率導入を反対するつも
りはないが、もう一度原点
に戻って「ご破算で願いま
した。検討をお願いしたい
ものである。



混乱の次から次の大統領令



お詫びと訂正
会報「日本税政連」
第526号(2月1日
号)におきまして、2
面掲載の「通常国会が
開幕」の記事において
「第192回」と表記
したのは誤りでした。
正しくは「第193回」
でした。また、同号6
面掲載の「日税連賞詞
交歓会出席国会議員一
覧」において、神田憲
次衆議院議員が代理出
席となっておりました
が、本人出席の誤りで
いたします。

第40回 日税研究賞 論文・著書募集
日本税理士会連合会 公益財団法人日本税務研究センター
本賞は、租税等に関する研究の奨励及び研究水準の向上等を目的として、租税等に関する未公表論文及び既公表論文・著書を公募し、秀逸と認められたものを表彰しています。
1. 応募論文・著書の範囲
租税法、租税制度、租税論、税務行政、税理士制度及び税務会計に関する未公表の論文及び既公表の論文・著書。
2. 未公表論文
本賞のために日本語により執筆(共同執筆を除く)されたもので本賞表形式が終了するまでの間、いかなる媒体にも公表されることがないもの。
①研究者の部: 40,000字(30枚~36枚)
②税理士の部: 20,000字(15枚~18枚)
③実務家の部: 20,000字(15枚~18枚)
④一般の部: 16,000字(12枚~14枚)
・A4判(40字×30行、横書き、10.5ポイント)
・上記字数の増減は1割を限度とする。
・表紙: 目次については、枚数に含めない。
・図表・写真・参考文献等は枚数に含めない。(1ページを1200字とみなす。)
3. 既公表論文・既公表著書
論文を内容とするもので、平成28年以内に公表・刊行された日本語によるもの(共同執筆を除く)。平成27年以前に公表の論文が含まれる論文集、単なる実務上の解説書の域を出ていないもの、改訂版、翻訳物及び辞(事)典類は含めない。
4. 2・3 共通事項
論文・著書とは別に1,600字以内(A4判)の要旨を添付すること。ただし、既公表著書については、「はしがき(序文)」をもって要旨に代えることができる。
・応募論文等のうち本賞以外に応募したものと及び形式基準を満たしていないものは受け付けません。
◆賞金
<未公表論文>
①研究者の部
最優秀...150万円・1点
優秀...50万円・2点
入選...20万円・2点
②実務家の部
最優秀...100万円・1点
優秀...50万円・2点
入選...20万円・2点
<既公表論文・著書>
①研究者の部
特別賞...50万円・2点
奨励賞...20万円・2点
②税理士の部
最優秀...100万円・1点
優秀...50万円・2点
入選...20万円・2点
③一般の部
最優秀...50万円・1点
優秀...20万円・2点
入選...10万円・3点
④税理士・実務家・一般の部
特別賞...50万円・2点
奨励賞...20万円・2点
◆委員長
金子 宏(東京大学名誉教授)
村井 正(関西大学名誉教授)
神野 直彦(東京大学名誉教授)
他に選考委員として学識経験者約20名
<発表>平成29年7月10日までに文書で通知し、受賞者は日税連定期総会で表彰、優秀論文は公表します。
【応募の際必ず応募要領・応募票を、日税研ホームページからプリントアウトするか、または、日税研にご請求ください。】
公益財団法人 日本税務研究センター 第40回「日税研究賞」係 ホームページ http://www.jtri.or.jp
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目1番8号 日本税理士会館1F TEL. 03(5435)0912(代) FAX. 03(5435)0914

後援会活動



日本税理士政治連盟後援会対策委員会

平成29年1月

後援会対策委員会(南条吉雄委員長)では、平成27年7月、税政連活動の根幹である後援会活動促進のため、「税理士による国会議員等後援会の更なる組織強化と活動の活性化について」(以下「指針」といふ)を作成し、全国の後援会及び単位税政連へ配布していた。今回、その指針をさらに活用してもらうため、後援会が活動していく中で生じ得るであろう13の疑問に対して、具体的に解説した小冊子を作成した。

本紙では小冊子の全文を掲載する。参考として指針も掲載する。

【第1章 単位税政連との連携】

Q1 単位税政連と日本税理士政治連盟はどのような関係にありますか。

A 私たちが所属する税理士会は税理士法に基づく特別民間法人であり、政治活動が制限されています。これを補う意味で、そのために税理士政治連盟(以下「税政連」といふ)を設立しました。税政連は政治資金規正法に基づく団体です。法的組織としては別個の性格を有しています。が、税理士会の要望を実現するための政治活動をするのが目的です。

現在、全国15の税理士会ごとに単位税政連が結成され、全国統一の連合体として日本税理士政治連盟(以下「日税政」といふ)が組織されています。全国15の単位税政連については、「税政連のしおり」を参照してください。

Q2 単位税政連とはどのような組織ですか。

A 各税理士会の地域事情により一概には言えませんが、単位税政連のもとに地区税政連(県税政連)、税政連支部並びに税理士会会員(税理士法人である会員を除く)をもって組織されています。

Q3 単位税政連と後援会との関係はどのようなものですか。

A 税政連の目的は、税理士会の要

Q4 税理士会・税政連・後援会の強固な連携を築くためには、どのような視点に立てばよいのですか。

A 連携の目的は、税理士会の要望をどのようにして税理士会員に伝えるか、税理士会員に伝えない税理士会員に伝えているか、税理士会・税政連・後援会の三者の関係をどう築くか、税政連と税理士会との関係を視野に入れる必要が重要です。そのうえで、税理士会・税政連・後援会のあり方が見えてきます。

このことを前提に2つの視点から考えてみます。

I 人事及び人事交流の視点

1 後援会と税政連の人事・人事交流

(1) 後援会会長または幹事長について

① 税政連支部がある場合

税政連支部の役員が就任することが望ましい。

② 税政連支部がない場合

税政連または単位税政連の役員が就任することが望ましい。

(2) 後援会の役員について

税政連及び税理士会の目的や活動内容をよく理解し、できればその両者において指導的立場で活動した経験のある者あるいは現に活動している者が望ましい。

(3) 税政連の役員について

税理士会及び後援会の目的や活動内容をよく理解し、できればその両者において指導的立場で活動した経験のある者あるいは現に活動している者が望ましい。

2 税政連と税理士会の人事・人事交流

(1) 税政連支部がある場合

税政連支部長と税理士会支部長及び役員との人事交流は、税政連の目的を支部役員や支部会員へ効率的に周知することに繋がることになりま

(2) 税政連支部がない場合

税理士会の支部長に準じる役員が税政連の役員を兼務することが望ましい。

(3) 県連がある場合

県税政連の会長または幹事長は、県税理士会の会長に準じた役員を兼務することが望ましい。

(4) 単位税政連の会長または幹事長について

単位税理士会の会長に準じた役員を兼務することが望ましい。

(5) 税理士会の役員について

税政連及び後援会の目的や活動をよく理解し、その活動を積極的に支援する者が望ましい。

II 財政支援(助成金)

後援会会員の減少及び活動の低下等の状況下における後援会活動は、困難を伴うものと思われれます。そこで、以下税政連の助成金についてまとめてみました。

1 日税政の助成金

(1) 後援会設立助成金

設立助成金として5万円を交付する。同時に後援会旗を貸与する。

(2) 後援会総会開催助成金

被後援者本人及びその配偶者が定期総会に出席した場合、1万円を交付する。

2 単位税政連・地区税政連の助成金

両者においてはそれぞれ独自の助成金を定めている場合があります。当該税政連に直接お問い合わせください。

【第2章 国会議員等への対応】

Q5 定期的な総会や国政報告会を開催する際に、被後援者たる当該国会議員等(以下議員といふ)が自身のスケジュール等で時間がとれず、また我々会員税理士も一定の人員を確保する時間的余裕がない場合にはどのようにしたらよいでしょうか。

A 定期的な総会の開催については年間スケジュールの中で年度当初に確定日を示しておき、毎年同時期に必ず開催されるべきか、また、国政報告会といった形式的に拘らず、例えば議員の事務所において数名の会員税理士が集合できれば、議員のスケジュールがこれにない場合においても、議員のスタッフ(秘書や事務局員等)と随時会合を持ち、議員と税理士とが親密な関係を構築できれば成功ではないでしょうか。

Q6 定期的な勉強会を会員税理士の興味があるテーマを見つけ開催する際に、どのようにすれば会員税理士を動員できるでしょうか。

A 議員に対して当該テーマの主旨を説明し、勉強会においては国会におけるその事案に関して披露できる裏話の開示をお願いすると同時に、会員税理士に対してその内容をメールや口コシで広く行き渡らせる方策をとり、参加を事前に呼びかけていけばよいと思います。

Q7 会員税理士のみでなく、その家族も参加できるようなイベントの企画を行いたいのですが、具体的にどのようなものが考えられるでしょうか。

A 例えば国会見学ツアーを日帰り、一泊旅行の日程で組み、議員の国会内での事務所訪問や国会食堂での食事といった普段議員が国会活動に従事されている状況をつぶさに見学することで、議員との距離感が会員税理士のみならずその家族や職員にまで縮められると思います。また、事情が許せば各議員の最高責任者の部屋等も見学できればと考えます。とにかく、被後援者たる議員との接触を増やし、親密な関係を築くべく努めたいと思います。

【第3章 広報活動】

Q8 後援会が広報活動をする意義は何ですか。

A 活動の活性化を図るため、それぞれ後援会として、被後援者主催の会合・イベント等への参加、国政報告会・勉強会及び定期総会等の開催、被後援者との接触を増やすなど、後援会の拡充強化に積極的に取り組んでいると思えますが、その状況を後援会会員及び非会員に対し、適時適切に情報提供を行っているでしょうか。

広報活動は、後援会の存在感を高め、広く周知を図ることにより、非会員等の意識改革にも影響し、組織拡大に強く反映されるものと考えます。

そのためには、広報活動は非常に重要な活動ですので、積極的な取り組みに期待するところです。

Q9 会員とのコミュニケーションはどのように取るべきですか。

A 研修会、懇談会、意見交換会等に参加して頂き、その場で積極的に意見(情報)交換を行うことがよいと思います。会員等に周知する方法には、会報等の発行(会報、後援会ニュース、国政報告会の送付)や、税理士会の支部月例会を活用して周知する方法、被後援者の活動広報誌の送付、地元TV局の活用等が考えられます。

Q10 後援会として活動状況を定期的に会員に情報提供を行いたいと考えていますが、財政的事情と人材不足等により実行できない状況にあります。具体的な方策を教えてください。

A 以下のように工夫することにより、可能になることもあると思います。

(1) 被後援者の活動を会員に周知するために、広報誌等を被後援者から直接送付してもらう。

(2) 後援会の活動状況を周知するために、財政的負担のないインターネット、メール等を利用する。

(3) 単位税政連の機関紙を利用することにより、非会員に対しても活動状況を周知することが可能であり、有効である。

【第4章 会員増加策】

Q11 会員の増加策は、どのように行うのが効果的ですか。

A 効果的な会員の増加策としては、以下のようなものがあると思えます。

(1) 後援会会員の若返りを図るとともに育成に努め、そのためにも役員の任期を定める。

(2) 若い人の参加、若い会員への加入促進を図るとともに、会合への積極的な参加の啓発を行う。

(3) 書面による後援会入会申込書を会員全員に渡して会員を確定することにより、会員自身に会員である

ことの自覚を促す。

(4) 国政報告会をできる限り開催し、議員の先生の生の声を聴いてもらう機会を多くし、そこで加入勧奨する。

(5) 議員と一諸に勉強会及び懇親会を開催し、一体感を出す。

【第5章 休眠後援会】

Q12 休眠後援会とはどのような状態をいいますか。

A 日税政の規約および規則にその定義はありませんが、「後援会活動のたびき第2章「日常活動」2-1-1」に示す、①定期総会の開催、②被後援者への陳情、③国政報告会・研修会の開催等を、長期に亘り行われ行われない後援会を指すものと考えます。

ただし、これらの形式的基準のみに基づいて判断することは拙速であり、単位税政連による具体的な情報収集とそれに基づく適格な判断が必要とされます。

Q13 単位税政連による休眠後援会の防止策としてはどのようなものがありますか。

A 「後援会活動のたびき第5章「解散」5-1」においては、解散事由の一つとして、(7)後援会活動が長期間にわたりに行われていないときと規定されており、該当する後援会は、その総会の議を経て解散する必要があります。

休止(または休止に近い)状態の後援会を放置しておくことは、税理士会である税政連の活動の中核がその地域で機能しないこととなるので、単位税政連において各後援会の実態を詳細に把握する必要があります。

具体的には、後援会の基本的な活動は、定期総会の開催・国政報告会の開催・陳情の三つがセットであることをご後援会に周知する必要があります。更に、定期総会議事録や収支報告書の写し等の提出を徹底すること等により、常に各後援会の実態を詳細に把握することに努めるべきです。

【めいざき】
当委員会では後援会活動の更なる活性化に資するため、日常活動において生ずるであろう疑問点についての対応を委員会でも検討し、より具体化させ今回皆様のお手元にお届けするものとしました。

参考 指針

「税理士による国会議員等後援会の更なる組織強化と活動の活性化について」
平成27年7月

【指針の趣旨】

後援会対策委員会(以下委員会)として、過去3回(平成22年・24年・26年)実施した全国の後援会会長に対するアンケートの調査の結果内容、後援会会長連絡会議への参加、全国後援会会長会議の開催、幹事会での後援会の現状・要望等を参酌し下記の取り纏めを行った。

委員会の所掌は「単位税理士政治連盟における税理士による国会議員等後援会の活動支援に関する諸施策」とあり、組織活動方針では「単位税理士政治連盟における国会議員等後援会の組織強化と活動の活性化を支援する。」である。

平成27年4月3日現在324ある後援会への委員会の活動方針である組織の強化策としては、組織では、後援会数の拡大、会員数の増加であり、強化では、財政基盤の安定・強化、若者の加入動向である。また、活動は、日常活動と選挙時の活動に分けられるが、日常活動では、被後援者の政治活動の支援と広報、選挙時の選挙支援の全ての活動である。これを踏まえ、これらの活性化に対する個別、具体的な施策につき委員会を設置し、2年に亘り議論し、検討を加えてきた。

内容としては、組織拡大と日常活動を中心としております。常に携行していただくため、ハンディサイズとしました。章ごとの回答については、アンケートでお答えいただいた

体であり、その自主性に委ねられて

得られた諸資料・情報等から、現在の

4割位であり、他は「ベター」である

このように視点にたつと、まず後援会組織は選挙区(原則として)が単位となつて

このように視点にたつと、まず後援会組織は選挙区(原則として)が単位となつて

以下、課題を列挙し、その施策を示し、委員会としての指針とする。ただし、休眠後援会(仮称)への対応

内容を基本として取り纏めました。「税理士党」の中核としての後援会、その活動の強化のため積極的な冊子の活用をお願いいたします。後援会対策委員会委員長 南条 吉雄

応については、第一義的には、「ベター」へのステップアップを図ることであることを付記する。

1. 税政連と後援会のあり方について

税政連の目的は、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うこととされている。(日税政規約第4条)

これに対して、後援会は、税理士会・税政連の目的を実現するために結成されたものであり、後援会活動を通じて、税理士の存在をアピールし、被後援者の政治活動をバックアップして、専門家としての情報を提供し、被後援者からは税制改正等における情報を収集する、「ギブアンドテイク」の関係を構築しながら、その実現をはかることにその存在意義がある。

後援会は、税政連活動の大きな柱として活動しなければならず、政党や個人の後援会の下請けであつても、一部有力税理士の個人的色彩の強いものであつてもならず、我々税理士のよき理解者を「国政の場」に送るために結成されたものである。(平成23年8月改定「後援会の手引き」第一章1-1より)

2. 税理士会・税政連・後援会のあり方
税政連の目的は、税理士会の要望を政治活動を通じて実現することであり、税理士会・税政連の目的を実現するために結成された後援会は、税政連活動の大きな柱として活動しなければならぬ。

従って、税理士会の要望を実現するという最終的な目的を実現するためには、税理士会・税政連・後援会の有機的な関係の確立が必要となる。

3. 後援会と税政連のあり方

1. 後援会の会長または幹事長は、税政連支部がある場合は、税政連支部の役員となり、税政連支部がない場合は、県税政連または単位税政連の役員となる。

2. 税政連と税理士会のあり方
①税政連支部がある場合は、税政連及び税理士会の支部長またはそれに準じる役員が相互交換を図る。

②税政連支部がない場合は、税理士会の支部長に準じる役員が税政連の役員を兼務する。
③県連がある場合は、県税政連の会長または幹事長は、県税理士会の会長に準じた役員を兼務する。
④単位税政連の会長または幹事長は、単位税理士会の会長に準じた役員を兼務する。

5. 人事交流について
①後援会の役員は、税政連や税理士会の目的や活動を良く理解し、できれば、税理士会及び後援会において指導的立場で活動した経験のある者あるいは現在活動している者が望ましい。

②税政連の役員は、税理士会及び後援会の目的や活動を良く理解し、できれば、税理士会及び後援会において指導的立場で活動した経験のある者あるいは現在活動している者が望ましい。
③税理士会の役員は、税政連及び後援会の目的や活動を良く理解し、その活動を積極的に支援する者が望ましい。

その為の具体的活動を以下に列挙する。
①定期的な総会や国政報告会を開催する。
②定期的な勉強会等(研修会、懇談会、意見交換会、視察、研修会等)を、税法や税制に関する要望、その会員の興味がありそうなことをテーマにして開催する。

3. 皆が参加できるような楽しいイベントを企画開催し、会員以外にも呼びかけを行う。

4. ①に大きく被後援者との接触を増やすことが大切であり、できるだけ会合の回数を増加させる。

2. 広報活動
広報とは「活動や業務内容など一般の人々に広く知らせるために出す知らせ」とある。後援会の活動を会員、非会員の区分なく知らせることにより、後援会の認知度を高め、このことが組織の拡大に資すると考え

その為の具体的活動を以下に列挙する。
①会報等の発行を行うことにより、会員間のコミュニケーションを図る。
②常に会員に情報を発信していくとともに、インターネット、メール等を利用した情報交換を行う。

③特に日税政がどのような活動を行っているのかもっとPRすることにより、税政連及び後援会活動に対する理解と関心を高める。
3. 会員増加策
会員の増加は組織の強化となり、組織の財政の安定に資することとなり、活動の大きな財源の確保に繋がる。その為の具体的活動を以下に列挙する。

①後援会役員若返りを図り、そのために役員任期を定める。
②若い人の参加、若い会員への加入促進を図るとともに、会合への積極的な参加の啓発を行い、役員に若手を起用して育成を図る。

③書式による後援会入会申込書を会員全員に渡して会員を確定することにより、会員自身に会員であることの自覚を促す。
4. 単位税政連等との連携
「同じ目的を持つ者同士が連絡を取り合い協力をする」単位会と後援会の目的は「税理士制度の発展」のためであり符号する。両者が常に情報を共有し協力していくことは、目的の実現のために不可欠である。その為の具体的活動を以下に列挙する。

1. 単位税政連との連携により、活性化を図る。
①まず、単位税政連を通じて、後援会に対する情報の収集と実態の把握に努め、休眠後援会となった原因を把握する必要がある。

②その上で、「指導対象後援会」として管理し、具体的な対応策や活動の活性化に取り組む必要がある。
③今回のアンケート結果で「総会未開催かつ陳情なし」の状況を休眠と捉えるならば、まず定期総会の開催こそが急務である。税理士による後援会の基本的な活動は、「定期総会・国政報告会・陳情」の3つが一セットであると各後援会に認識させることを周知すべきである。

④休眠後援会に対する対応は、基本的に、各後援会の実態を把握し、各単位税政連で行うべきである。
⑤常時後援会への入会を勧奨する税理士支部の体制を作る。

【休眠後援会の対応等について】
1. 休眠後援会とは
休眠とは、「活動を休止又は活動をしていないこと」の比喩である。本来行うべき活動が休止又は休止に近い状態にある後援会が少なくないことがアンケート等で明らかとなった。

実態は単位会の判断に委ねることとし、ここでは形式的な判断の基準を列挙する。
①アンケートに対する回答の有無
②定期総会開催の有無
③支援後援会に該当するかどうかの有無
④助成金申請の有無
⑤事務局に対する報告書の提出の有無

⑥後援会会長連絡会議への出席の有無
ただし、これらの形式的な判断だけでなく、当該後援会が休眠状態であるかどうか判断することは危険であり、より具体的な情報の収集が必要である。

2. 休眠後援会に対する対応等
休止(又は休止に近い)状態を放置しておくことは、税理士党である税政連活動のもう一つの輪がその地域で機能しないことになる。
この為の具体的対応策を以下に列挙する。

①まず、単位税政連を通じて、後援会に対する情報の収集と実態の把握に努め、休眠後援会となった原因を把握する必要がある。
②その上で、「指導対象後援会」として管理し、具体的な対応策や活動の活性化に取り組む必要がある。

③今回のアンケート結果で「総会未開催かつ陳情なし」の状況を休眠と捉えるならば、まず定期総会の開催こそが急務である。税理士による後援会の基本的な活動は、「定期総会・国政報告会・陳情」の3つが一セットであると各後援会に認識させることを周知すべきである。
④休眠後援会に対する対応は、基本的に、各後援会の実態を把握し、各単位税政連で行うべきである。

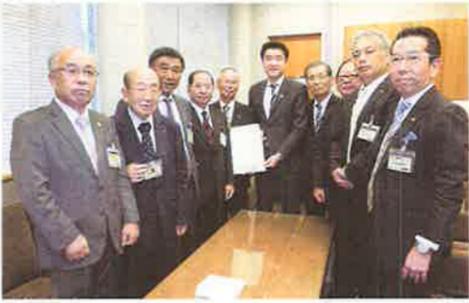
その場合、まず、「支援後援会」に該当するかどうかの認定の基となる「税理士による国会議員等後援会の支援に関する規定」において提出すべきものとされている定期総会議事録や収支報告書の写し等の提出を徹底することにより、各後援会の実態を把握する必要がある。
そして、支援後援会の認定申請や助成金申請をしない後援会に対しては、その原因を把握した上で対応策を協議し、場合によっては、解散等の勧奨を行う必要がある。

その場合、まず、「支援後援会」に該当するかどうかの認定の基となる「税理士による国会議員等後援会の支援に関する規定」において提出すべきものとされている定期総会議事録や収支報告書の写し等の提出を徹底することにより、各後援会の実態を把握する必要がある。
そして、支援後援会の認定申請や助成金申請をしない後援会に対しては、その原因を把握した上で対応策を協議し、場合によっては、解散等の勧奨を行う必要がある。

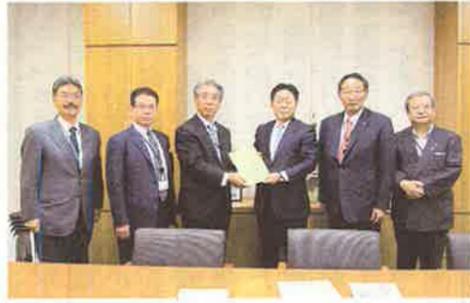
写真で見る

日税政・各税政連の
税制改正陳情活動

日税政は、平成29年度税制改正等
に関して、単位税政連・税理士によ
る後援会を通じて国会議員に對して
陳情を行い、税理士会の要望への理
解を求めている。本紙では、各税政
連による陳情活動の写真を掲載し、
活動の様様を紹介する。(順不同)



野上浩太郎議員
(右から5人目)



北側一雄議員
(右から3人目)



岸田文雄議員
(左から2人目)



鈴木貴子議員
(中央)



寺田稔議員
(右)



逢坂誠二議員
(中央)



初鹿明博議員
(中央)



井原巧議員
(中央)



今村雅弘議員
(中央)



佐々木さやか議員
(右から3人目)



古賀篤議員
(左)



神田憲次議員
(左から2人目)



松野博一議員
(右)



衛藤征士郎議員
(右端)



細野豪志議員
(左)



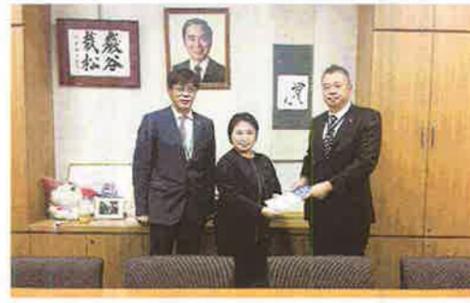
枝野幸男議員
(中央)



穴見陽一議員
(左から2人目)



島田佳和議員
(中央)



小宮山泰子議員
(中央)



下地幹郎議員
(右)



馳浩議員
(右から4人目)



松川るい議員
(中央)

議員メール 税理士業界へのメッセージ

《117》

衆議院比例東京

長島 昭久 議員

(民進党)

日本税理士政治連盟の先生方におかれましては、日頃より我が国の租税制度の発展のために尽力賜り、心より敬意を表します。また、地元においては税理士による「後援会」を立ち上げてくださるなど、私の政治活動を多角的にお支えいただき、深く感謝申し上げます。

未来への責任果たす 軽減税率導入は阻止に全力

「代表なくして課税なし」という言葉は、一般にアメリカ独立戦争が起源とされていると考

者には将来世代への負担を先送りかつ増大させざるを得ない。これによつて我が国の社会保障はさらなる歪んでいくリスクを抱えることとなり。後者については、私は常々「複利の増税分を財源とするならば、幼児教育の無償化、私立大学の無償化、完全無償化(給食や制服含む)、高校の無償化、公立大学の無償化、私立大学向け給付型奨学金の拡充などが実現できます。(加



【略歴】昭和37年生まれ。慶應義塾大学大学院修士課程修了。平成9年に米ジョンズ・ホプキンス大学大学院修士課程修了。平成15年11月衆議院議員初当選(現在5期目)。平成21年9月防衛大臣政務官に就任。以後、内閣総理大臣補佐官(外交・安全保障担当)、防衛副大臣などを歴任。現在は衆議院文部科学委員会筆頭理事。

参議院熊本県選挙区

松村 祥史 議員

(自民党)

日本税理士政治連盟の先生方には、平素より経済産業政策、中小企業・小規模事業者政策への御理解、御協力を賜り、心から御礼申し上げます。

中小企業を応援 税制改正で措置盛り込み

日本経済は、これまでのアベノミクスの効果により、経済の好循環が確実に回りはじめつつあります。中小企業についても、経済利益が過去最高水準となり、倒産件数の減少が見ら

況であるとともに、生産年齢人口は減少し人手不足の状況にありま

す。こうした中で中小企業・小規模事業者が持続的に成長するため



【略歴】昭和39年4月22日生まれ。熊本県出身。専修大学経営学部卒。全国商工会青年部連合会会長を2期4年間務め、平成16年参議院議員選挙初当選(現在3期目)。自民党副幹事長、自民党中小企業・小規模事業者政策調査会会長代理、参議院経済産業委員会筆頭理事、参議院環境委員長などを経て、現在、経済産業副大臣。

加えられるので、サービス

工場の機械に加え、ス

て、陳列棚や空調、レ

シ等の器具備品等も追

加えられるので、サービ

前年度からの給与増加額の22%という高い水準の税額控除を受けられます。

第三に、小規模事業者の事業承継を支援します。相続税・贈与税の納税負担を軽減する事業承継税制の雇用要件(5年間平均で8割維持)を緩和し、従業員5人未満の会社で従業員が一人減った場合でも適用を受けられるように見直すなど、より使いやすくなりま

最後に、地域を牽引する事業に必要な設備投資を支援します。地域の強みを活かして地域活性化に貢献する先

かりとチェックし、提形標準課税などをめぐり議論を見るに、この

また、昨年6月にまとめられた平成29年度税制改正にかかる建議書にありますが、中小法人に過剰な負担をもたらさないという観点も重要。例えば、東京には全国の1割、62万7千の中小企業があり、860万人が働いています。この東京が2020年オリンピックの後、「世界都市」として我が国が経済成長するためのエンジンであり続けるためには、中小企業が発展し、元気になることが不可欠であります。消費税における複数税率や外

このような施策を全国津々浦々の中小企業・小規模事業者の方々に活用いただき、持続的な成長に繋げていくためには、中小企業・小規模事業者の経営者に寄り添いながら継続的に支援をされる税理士の先生方の御協力が不可欠です。今後とも税理士の先生方と連携しながら、中小企業・小規模事業者施策を展開していきたいと考えております。

結びに、日本税理士政治連盟のますますの発展と皆様のご健勝を祈念いたします。



病気やケガによる就業不能時の収入や高額な医療費などを補償

万一の時の大きな備えに

安心療養サポート

団体所得補償保険

安心の高額補償

税理士には月額最高200万円
(関与先には月額最高50万円)

通算支払期間 1,000日

保険金通算支払期間
1,000日に達するまで
契約は継続

無事故戻し20%

保険期間中無事故の場合
払込保険料の20%をお戻し
※中途脱退の場合、お支払いは
ありません。

天災危険も補償

地震、噴火またはこれらによる
津波などの天災による就業不能
※傷害死亡・後遺障害の補償は損害
保険ジャパン日本興亜株式会社
のみの取扱いとなります

医師の診査不要

ご加入は健康状態の
告知のみでOK
※告知の内容によってはお引受けの
制限がかかる場合があります。

税理士の新規・継続加入

新規加入は 満79歳、
継続加入は 満84歳
※損害保険ジャパン日本興亜株式会社のみ
関与先は新規・継続加入ともに満69歳

自宅療養も補償

入院だけでなく
医師の指示に基づく
自宅療養も補償

一部の精神障害も補償

気分障害(躁病、うつ病等)、
統合失調症などの
精神障害も補償

引受保険会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
東京海上日動火災保険株式会社

病気やケガもワイドに補償

新・団体医療保険

医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・がん保険特約セット団体総合保険

基本補償(病気やケガによる) ※MB型に4口ご加入の場合

入院補償

1日目から
入院保険金をお支払い
基本補償
1日20,000円

手術補償

重大手術80万円、
それ以外の
入院中の手術に
40万円をお支払い
※外来での手術は10万円

通院補償

通院日額
1日12,000円

※病気による入院4日超で
退院後の通院、ケガに
よる通院は90日を限度で
補償

いずれも保険料は団体割引

30%

を適用

オプション

先進医療・臓器移植補償

病気やケガで先進医療(注1)や
臓器移植を受けた費用
を補償(最高500万円)

(注1) 「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を
満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。
対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となること
があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html>)

(注2) 1. 初めてがんが診断確定された場合 2. がんが完治後、再発・転移した場合
3. がんが新たに生じた場合 4. 急性心筋こうそく(再発性心筋こうそくを含み
ます)または脳卒中を発病し、入院を開始した場合に保険金をお支払いします。

三大疾病診断補償

三大疾病(注2)と診断されたときに
100万円をお支払い

がん補償上乘せパック

がんになった時、
診断から退院までトータルに補償
がん診断保険金100万円等
※外来治療日額5,000円(45日限度)

弁護士費用補償

被害事故、人格権侵害、借地借家
遺産分割調停・離婚調停などのトラブル時
法律相談通算10万円限度、
弁護士委任費用通算300万円限度
※個人賠償責任も補償

引受保険会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

※このご案内は概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をよくお読みください。詳しい内容については下記の取扱代理店までお問い合わせください。
SJK16-15796(2017年1月20日) 16-T22080(2017年1月作成)

取扱代理店(お問い合わせ・資料請求先)

株式会社全税共サービス TEL.03(5740)8364

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階
<受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日を除く)>

株式会社日税サービス TEL.03(5323)2111

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階
<受付時間:9:00~17:30(土・日・祝日を除く)>

全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>